

2. 中小企業者等への支援

緊急事態宣言に伴う追加応援支援金を給付します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆緊急事態宣言に伴う追加応援支援金とは

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象とならず、宮城県の緊急事態宣言により影響を受けた事業者に支援金を追加給付するものです。

◆対象となる方は

第2弾中小企業等事業継続応援支援金の対象事業者で、主として次の事業を営む方

1. 製造業（酒類製造業）
2. 運輸業（一般旅客タクシー・バス）
3. 小売業（酒小売業）
4. 宿泊業（温泉・旅館・ビジネスホテル）
5. 生活関連サービス・娯楽業（旅行業・興行団、運転代行業）

※次の協力金・支援金の支給を受けた事業者は除く。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（令和3年4月5日から5月12日までの協力要請）
2. 第2弾中小企業等事業継続応援支援金における追加給付（運転代行業は除く）

◆申請期間は

令和3年7月5日から8月31日まで

◆給付額は

第2弾中小企業等事業継続応援支援金申請時の減収影響額に応じて、最大40万円を追加して給付します。

20万円以上30万円未満の減収	10万円
30万円以上40万円未満の減収	20万円
40万円以上50万円未満の減収	30万円
50万円以上の減収	40万円

※減収影響額が20万円に満たない場合は対象外となります。

ただし、本追加支援金は第2弾応援支援金と合算した場合に、前年同月の平均売上金額を上回らない金額となります。

※下記の「追加応援支援金の給付例」を参照ください。

◆申請方法は 原則、「郵送申請」

※申請書類は、第2弾中小企業等事業継続応援支援金の交付決定を受けた事業者へ郵送します。

◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書兼請求書
- ◇各種許可書等（酒類製造・酒類販売業免許、旅館営業許可、自動車運送事業許可など）

注1) 交付要綱等の詳細につきましては、栗原市ウェブサイトでお知らせします。

注2) 法人等又はその役員等が暴力団等に関係する者であると確認された場合、交付決定を行わない又は交付決定の取消などの措置が講じられます。

注3) 申請内容に事実と異なる記載があった場合や不正な経理があった場合は、支援金の返還を求めることがあります。

注4) 本支援金の対象者で、第2弾中小企業等事業継続応援支援金の申請をされなかった方は、市産業戦略課へお問い合わせください。

追加応援支援金の給付例

【連続する3か月間の平均売上額 **20万円** (①)、前年同月の平均売上額 **45万円** (③) の場合】

第2弾中小企業等事業継続応援支援金	10万円〔1事業者あたり10万円〕
	+
緊急事態宣言に伴う追加応援支援金	10万円〔20万円以上30万円未満の減収で10万円に該当〕
	※本ページ右上 ◆給付額は を参照
給付合計額	20万円 … (②)

◆給付限度額について

連続する3か月間の平均売上額 (①) と給付合計額 (②) の合計額が前年同月比の平均売上額 (③) を上回らない金額となります。

3か月間の平均売上額 (①)	+	給付合計額 (②)	≤	前年同月の平均売上額
20万円		20万円		45万円 … (③)